

秩父看護専門学校学校評価委員会規程

(設置)

第1条 秩父看護専門学校の自己評価結果の客観性・透明性を高め、本校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図るため、学校関係者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、学校が策定した重点目標、計画の実施についての自己評価結果、評価結果に基づく今後の取組方針などについて、行政機関や関係病院の有識者と学校運営等に係る課題等を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行う。

(業務)

第3条 委員会は、前条の定める役割を達成するため、校長の諮問に基づき次の業務を行う。

- (1) 各種の資料の検証
- (2) 学校の諸活動の観察等
- (3) 自己評価結果の評価
- (4) 今後の改善方策の評価
- (5) 学校の重点項目や自己評価項目の評価
- (6) 学校運営の改善に向けた実際の取組の評価
- (7) 学校関係者評価報告書の作成

(評価事項等)

第4条 委員会の行う評価事項は、校長の諮問事項及び諮問に対する答申上、委員会が必要と認めた事項とする。

(構成)

第5条 委員会に次の委員を置くほか、秩父看護専門学校運営員が評価委員を兼ねる。

- (1) 行政関係者
- (2) 臨地実習施設代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、諮問において定められた期間内に、当該年度の諮問事項に関する評価をまとめ、校長に報告しなければならない。

(運営)

第7条 委員会は校長が委員長を兼務し、招集する。

2 校長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員会の委員に対する報酬は、無報酬とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は委員会の議を経て、校長が行う。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。